

第 6 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和5年2月24日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和5年2月24日（金曜日）

午前9時59分開議

午前11時4分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第11号)

議案第5号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)

議案第13号 令和4年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第3号)

議案第26号 工事請負契約の締結について

議案第28号 専決処分の報告及び承認について

議案第29号 専決処分の報告及び承認について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第31号 専決処分の報告及び承認について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 専決処分の報告について

出席委員(6人)

委員長 楠本千秋

副委員長 西村尚武

委員 坂田孝志

委員 田代国広

委員 増永慎一郎

委員 本田雄三

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 亀崎直隆

総括審議員

兼政策審議監 浦田隆治

総括審議員

兼河川港湾局長 里村真吾

道路都市局長 宮島哲哉

建築住宅局長 小路永守

監理課長 森山哲也

用地対策課長 林田孝二

土木技術管理課長 伊東貢

道路整備課長 森裕

首席審議員

兼道路保全課長 緒方誠

都市計画課長 山内桂王

下水環境課長 弓削真也

河川課長 仲田裕一郎

港湾課長 倉光宏一

砂防課長 松田龍朋

建築課長 上野美恵子

営繕課長 折田義浩

住宅課長 今福裕一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松本淳一

政務調査課主幹 西村哲治

午前9時59分開議

○楠本千秋委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから、第6回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、付託議案等の審査を行いますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

また、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部に

おかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、亀崎土木部長。

○亀崎土木部長 おはようございます。土木部長の亀崎です。

それでは、今定例会に提出しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告いたします。

まず、令和2年7月豪雨災害への対応についてです。

治水対策については、昨年8月に策定した球磨川水系河川整備計画に基づき、国、県がそれぞれ計画に基づいた取組を進めております。住まいの再建とも密接に関わる宅地かさ上げ事業につきましては、今年19日に、豪雨災害後初となる着工式が球磨村神瀬地区において開催されました。

また、同日、国の権限代行事業により復旧が進められてきました主要地方道人吉水俣線の西瀬橋が、球磨川で流失した10橋の中で、初めて仮橋に代わる新しい橋として開通いたしました。

人吉市青井地区で進めております土地区画整理事業につきましては、今年7日に国土交通大臣から事業認可を受け、事業に着手したところです。また、人吉市が施行する中心市街地の土地区画整理事業につきましても、本年度内の事業認可取得に向け、法的手続が進められております。

今後も、国や流域市町村と連携し、緑の流域治水の取組を進めるとともに、被災者の一日も早い住まいの再建や被災したまちの復旧、復興に向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、熊本地震からの創造的復興について

です。

県道熊本高森線の4車線化事業につきましては、昨年末に益城町中心部の木山交差点の暫定供用を行ったところです。

また、木山地区の土地区画整理事業につきましては、約3割の宅地の引渡しを終えており、引渡しを終えた宅地では、新しい家々が建ち始めております。

今後も、災害に強いまちづくりに向け、全力で取り組んでまいります。

次に、幹線道路ネットワークについてです。

熊本天草幹線道路においては、今年4日に大矢野道路の着工式を開催し、今後、工事を本格化してまいります。また、天草未来大橋を含む本渡道路が、明日25日に開通いたします。

さらに、今年5日には、国道3号植木バイパスの一部区間が開通し、併せて熊本北バイパスの4車線化が完成するなど、本県の幹線道路整備は大きく前進しております。

今後も引き続き、幹線道路ネットワークの早期整備に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提出しております土木部関係の議案等について御説明いたします。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案3件、条例等関係議案6件、報告関係1件でございます。

今回の補正予算につきましては、国直轄事業負担金や国庫内示等による事業費確定に伴うものなど、12億3,600万円余の増額補正をお願いしております。

また、繰越明許費につきましては、今回、29億3,300万円余の減額設定をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、工事請負契約の締結について1件、専決処分の報告・承認案件5件の計6件の御審議をお願い

しております。

次に、報告案件につきましては、専決処分の報告1件を御報告させていただきます。

以上、総括的な説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

今後とも、災害からの復旧、復興、国土強靱化等の事業推進に着実に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしく願い申し上げます。

○楠本千秋委員長 引き続き関係課長から順次説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料として、建設常任委員会説明資料1冊を準備しております。

1ページをお願いします。

令和4年度2月補正予算資料です。

今回の補正予算は、国の経済対策補正予算に伴う直轄事業負担金の増、12月議会で予算化した国土強靱化事業の国庫内示による減、補助交付金事業などの事業費確定に伴う補正等を計上しております。

上の表2段目、今回補正額は、表左から、一般会計の普通建設事業のうち、補助事業マイナス74億9,900万円余、県単事業マイナス12億9,300万円余、直轄事業33億2,100万円余、災害復旧事業のうち、補助事業4億4,800万円余、県単事業マイナス4億700万円余、直轄事業69億6,600万円、消費的経費6,200万円余、特別会計等マイナス3億6,100万円余。

今回補正額合計は、12億3,600万円余となります。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりです。

2ページをお願いします。

令和4年度2月補正予算総括表です。

一般会計及び特別会計等ごとに、各課の補正額とともに、右側に財源内訳を記載しております。

表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いします。

国支出金マイナス40億7,200万円余、地方債68億2,800万円余、その他マイナス1億100万円余、一般財源マイナス14億1,800万円余となっております。

以上が土木部の2月補正予算の状況です。

次に、3ページをお願いします。

ここからは、今回の補正予算に関し、各課別に主なものについて御説明いたします。

まず、監理課の補正予算について説明いたします。

表左から4列目の補正額をお願いします。

2段目の職員給与費につきましては、職員給与費または事業費の職員給与費として全ての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明させていただき、各課からの説明は割愛させていただきます。

職員給与費に係る今回の補正は、令和4年4月1日以降の人事異動、組織見直し、職員の新規採用等による給与の増減等を計上しております。

なお、監理課関係分は、3,700万円余の増額補正を計上しております。

次に、3段目の管理事務費は、1,900万円余の増額補正を計上しております。

これは、都道府県や市町村からの派遣職員の人件費に係る負担金について、所要額の確定に伴い、増額または減額となっております。

派遣職員の人件費に係る負担金は、関係課ごとに所要額に合わせて計上しておりますので、監理課からの説明をもって、各課からの説明は割愛させていただきます。

次に、下から2段目、建設産業支援事業費は、1,100万円余の減額補正を計上しております。

これは、主に建設企業の人材育成に対する補助事業において、実績見込みにより減額するものです。

以上、監理課分の補正額は、表左から4列目最下段のとおり、4,200万円余の増額となっており、補正後の予算合計額は、9億5,800万円余となります。

監理課の説明は以上です。よろしく申し上げます。

○林田用地対策課長 用地対策課でございます。

4ページをお願いします。

3段目の収用委員会費につきましては、収用委員会の運営に要する費用を計上しておりますが、裁決申請が見込みより少なかったことから、不用となる鑑定費用など、2,900万円余の減額補正を計上しております。

以上、用地対策課の補正といたしましては、表左から4列目最下段のとおり、2,800万円余の減額となります。

この結果、補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、9,000万円余となります。

用地対策課からは以上でございます。

○伊東土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

5ページをお願いします。

上から3段目の土木行政情報システム費ですが、土木施設台帳などを一元管理するシステムの構築などのDX推進に係る費用について、国交付金を充当することができたため、一般財源から国支出金へ8,500万円余の財源更正を行っております。

土木技術管理課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

7ページをお願いします。

初めに、上から3段目の国直轄事業負担金ですが、表左から4列目のとおり、19億5,000万円余の増額補正を計上しております。

これは、国事業費確定に伴い、4億5,000万円余、強靱化分の国補正として15億円を増額し、九州中央自動車道等の整備を行うものでございます。

続きまして、下から3段目の道路改築費ですが、表左から4列目のとおり、12億4,700万円余の減額補正を計上しております。

これは、国庫内示による事業費確定に伴う減でございます。

次に、最下段の地域道路改築費ですが、表左から4列目のとおり、12億9,900万円余の減額補正を計上しております。

これは、強靱化に係る国補正分の国庫内示による事業費確定に伴う減でございます。

続きまして、8ページをお願いします。

上から3段目の道路施設保全改築費の橋りょう補修分でございますが、表左から4列目のとおり、1億5,600万円余の減額補正を計上しております。

これは、国庫内示による事業費確定に伴う1億7,600万円余の減、強靱化に係る国補正分の国庫内示による事業費確定に伴う2,000万円余の増となります。

以上、道路整備課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、13億2,500万円余の減となります。

この結果、道路整備課の補正後の予算総額は、表左から5列目のとおり、299億3,900万円余となります。

道路整備課からは以上です。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

9ページをお願いします。

最下段の道路舗装費でございますが、表左

から4列目のとおり、3億9,600万円余の減額補正を計上しております。

これは、6月補正予算で、国庫補助事業である道路施設保全改築費の舗装費について、増額補正を行っているところですが、そちらのほうで需要量を確保できたため、減額計上するものです。

10ページをお願いします。

1段目の道路施設保全改築費でございますが、表左から4列目のとおり、17億7,600万円余の減額補正を計上しております。

主なものは、国補正予算として12月予算で計上した強靱化分に関する国庫内示による事業費確定に伴う減でございます。

以上、道路保全課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、22億2,200万円余の減となります。

この結果、補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、176億7,100万円余となります。

道路保全課からは以上でございます。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

11ページをお願いいたします。

最下段の土地区画整理事業費でございますが、表左から4列目のとおり、7,600万円余の減額を計上しております。

これは、主に国補正分の国庫内示による事業費確定に伴う減でございます。

12ページをお願いいたします。

上から3段目の街路整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、1億3,700万円余の減額を計上しております。

これは、主に熊本地震分及び国補正分の国庫内示による事業費確定に伴う減でございます。

次に、上から5段目の都市公園整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、2億5,700万円余の減額を計上しております。

す。

これは、主に国補正分の国庫内示による事業費確定に伴う減でございます。

以上、都市計画課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、4億3,200万円余の減額となります。

この結果、都市計画課の補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、62億1,700万円余となります。

都市計画課からは以上です。よろしく申し上げます。

○弓削下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業会計に分かれておりますので、まず、一般会計から主なものについて御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

上から4段目の漁業集落環境整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、300万円余の増額補正を計上しております。

これは、国庫内示増によるものでございます。

下から2段目の下水道推進費でございますが、表左から4列目のとおり、400万円余の減額補正を計上しております。

これは、流域下水道事業会計からの繰入金確定に伴うものでございます。

14ページをお願いいたします。

上から2段目の流域下水道事業会計繰出金でございますが、表左から4列目のとおり、5,400万円余の増額補正を計上しております。

これは、流域下水道事業会計への財源充当のための繰出金の増によるものでございます。

昨今の電力費高騰の影響で流域下水道事業会計も費用が増加していますが、電力費の負担増分に対し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能となりました。

ので、当該交付金分の繰り出しを行うものです。

以上、下水環境課の一般会計の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、5,500万円余の増となります。

この結果、下水環境課の補正後の予算の総額は、表左から5列目の最下段のとおり、9億7,800万円余となります。

続きまして、流域下水道事業会計について御説明いたします。

15ページをお願いします。

上から4段目の熊本北部流域下水道管理費に係る管きょ費・処理場費・業務費・総係費等でございますが、表左から4列目のとおり、4,600万円の増額補正を計上しております。

これは、下水処理場等で使用している電力の価格高騰に伴うものでございます。

このほか、電力価格高騰分として、球磨川上流流域下水道管理費で400万円余、八代北部流域下水道管理費で700万円の増額補正をお願いしております。

次に、下から5段目の熊本北部流域下水道建設費、管路施設等の建設改良費でございますが、表左から4列目のとおり、3億1,800万円余の減額補正を計上しております。

これは、国庫内示による事業費の確定に伴うものでございます。

このほか、国庫内示による事業費の確定分として、球磨川上流流域下水道建設費で2,600万円余、八代北部流域下水道建設費で4,100万円余の減額補正をお願いしております。

16ページをお願いいたします。

以上、流域下水道事業会計の補正予算は、表左から4列目最下段のとおり、3億2,400万円余の減となり、補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、45億8,000万円余となります。

今回、債務負担行為の設定をお願いしてお

ります。

15ページにお戻りください。

上から4段目の管きょ費・処理場費・業務費・総係費等の表右側説明欄を御覧ください。

流域下水道事業会計システムの保守点検に係る経費として、100万円余を限度額とする債務負担行為の設定でございます。

下水環境課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○仲田河川課長 河川課でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

上から4段目の国直轄事業負担金でございますが、左から4列目のとおり、10億3,800万円の増額補正を計上しています。

これは、国の事業費確定に伴う4,100万円の減、国補正分としまして、通常分で6,400万円の増、国土強靱化分で、国が管理する一級河川の白川ほか4か所について、10億1,500万円の増となります。

18ページをお願いいたします。

上から4段目の河川等災害関連事業費でございますが、左から4列目のとおり、2億300万円の増額補正を計上しています。

これは、令和2年7月豪雨に係る国補正分としまして、佐敷川の再度災害防止を図るための災害復旧助成事業に要する経費でございます。

19ページをお願いいたします。

下から3段目の直轄災害復旧事業負担金でございますが、左から4列目のとおり、69億6,600万円の増額補正を計上しています。

これは、国の事業費確定に伴う1,000万円の増、令和2年7月豪雨に係る国補正分としまして、国道219号ほか8か所について、69億5,600万円の増となります。

最下段の河川等災害復旧受託事業費でございますが、左から4列目のとおり、9,700万円余を計上しております。

これは、市町村から受託する災害復旧工事の施工に要する経費で、令和4年災害分としまして、五木村の村道白蔵線において1,000万円余の減、平成28年熊本地震分として、南阿蘇村の新畑橋において200万円余の増、令和2年7月豪雨分として、山江村の淡島裏参道橋において1億400万円余の増となります。

20ページをお願いいたします。

以上、河川課の2月補正分の総額は、左から4列目の最下段のとおり、75億9,300万円余の増となり、2月補正後の予算総額は、5列目の最下段のとおり、479億3,900万円余となります。

次に、債務負担行為の設定をお願いしております。

再度、18ページのほうをお願いいたします。

下から4段目の単県ダム改良費でございますが、表右側の説明欄のとおり、43万2,000円の債務を設定しています。

これは、市房ダム管理所に勤務する職員の宿舍賃借に係る年間契約の債務設定となります。

河川課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

まず、一般会計補正予算について御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

4段目の市町村負担金返納金です。

表左から4列目のとおり、2,000万円余の増額補正を計上しております。

これは、令和3年度事業費の確定に伴い、関係の市町へ負担金を返納するものでございます。

6段目の国直轄事業負担金です。

表左から4列目のとおり、3億4,000万円余の増額補正を計上しております。

これは、国事業費確定に伴う3億7,900万

円余の減と国土強靱化に係る補正分として、八代港につきまして7億2,000万円余の増となります。

7段目の単県港湾整備事業費です。

表左から4列目のとおり、1億2,500万円余の減額補正を計上しております。

これは、事業費確定に伴うものでございます。

8段目の港湾補修事業費です。

表左から4列目のとおり、1億1,200万円余の減額補正を計上しております。

これは、八代港と熊本港について、事業費確定による減となります。

22ページをお願いいたします。

5段目の現年発生国庫補助災害復旧費です。

表左から4列目のとおり、600万円余の減額補正を計上しております。

これは、12月に実施されました災害査定の結果によるものでございます。

8段目の港湾整備事業特別会計繰出金です。

表左から4列目のとおり、9,400万円余の増額補正を計上しております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により港湾施設の利用が低迷したことなどの収入減に伴い、特別会計へ繰出金を増額するものでございます。

以上、港湾課、一般会計の2月補正分の総額は、表左から4列目最下段のとおり、2億1,300万円余の増となり、2月補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、94億5,200万円余となります。

23ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の補正予算について御説明いたします。

2段目の施設管理費です。

表左から4列目のとおり、3,700万円余の減額補正を計上しております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響

により港湾施設の利用が低迷したことなどに伴う減でございます。

24ページをお願いいたします。

以上、港湾整備事業特別会計の2月補正分の総額は、表左から4列目の最下段のとおり、3,700万円余の減となり、2月補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、28億1,400万円余となります。

再度、23ページをお願いいたします。

今回、港湾整備事業特別会計におきまして、債務負担行為の設定をお願いしております。

2段目の施設管理費の表右側、説明欄を御覧ください。

庁舎等管理業務において、県管理港湾の適正な管理運営及び港湾施設の維持補修業務等につきまして、1,500万円余の増で、補正後の限度額2,600万円余をお願いしております。

これは、令和5年4月1日から業務を開始するため、年度内に契約手続を進めるに当たり、債務負担行為を必要とするものでございます。

港湾課からは以上でございます。

○松田砂防課長 砂防課でございます。

25ページをお願いします。

上から6段目の地すべり対策事業費でございますが、表左から4列目のとおり、4,200万円余の減額補正を計上しております。

これは、国土強靱化に係る国庫内示による事業費の確定に伴い、減となります。

7段目の急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、表左から4列目のとおり、1,000万円余の減額補正を計上しております。

これは、国土強靱化に係る国庫内示による事業費の確定に伴い、減となります。

8段目の国直轄事業負担金でございますが、表左から4列目のとおり、700万円余の減額補正を計上しております。

これは、国事業費確定に伴い、1億2,700万円余の減、熊本地震関連といたしましては、1億1,700万円余の減となります。また、国土強靱化に係る国補正予算に伴い、川辺川流域及び阿蘇地域において、2億3,700万円余の増となります。

最下段の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、表左から4列目のとおり、4億7,600万円余の減額補正を計上しております。

また、26ページ上段の災害関連緊急砂防事業費は、18億500万円余の減額補正を計上しています。

これらは、過年度に予算措置していたものの、昨年度末までに契約できない可能性があったものについて、本年度当初予算に付け替え計上しておりましたが、事業費の確定に伴い、減額補正をするものでございます。

下から3段目の砂防設備等緊急改築事業費でございますが、表左から4列目のとおり、9,800万円余の増額補正を計上しております。

これは、国土強靱化に係る国補正分としまして、県管理砂防施設の点検を実施し、老朽施設の改築更新を図っていくものでございます。

以上、砂防課の2月補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、22億6,100万円余の減となります。

この結果、砂防課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、154億6,800万円余となります。

砂防課は以上です。よろしく申し上げます。

○上野建築課長 建築課でございます。

27ページをお願いいたします。

5段目の建築基準行政費でございますが、表左から4列目のとおり、400万円余の減額補正を計上しております。

これは、事業費確定に伴うものでございます。

次に、6段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費でございますが、表左から4列目のとおり、900万円余の減額補正をお願いしております。

こちら事業費確定に伴うものでございます。

次に、7段目のやさしいまちづくり建築物推進費でございますが、表左から4列目のとおり、100万円余の減額補正を計上しております。

こちら事業費確定に伴うものでございます。

以上、建築課の一般会計での2月補正の総額は、表左から4列目最下段のとおり、2,000万円余の減額となり、2月補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、4億3,600万円余となります。

また、今回債務負担行為の設定をお願いしております。

5段目の建築基準行政費でございますが、表右側、説明欄を御覧ください。

まず、特定建築物等定期報告委託業務として、300万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、建築基準法に基づき、建築物や建築設備等の報告書の審査を委託するものでございます。

次に、住宅・建築物防災対策普及啓発委託業務として、50万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、住宅の耐震診断の方法等の相談窓口を開設し、所有者に対し、建築士によるアドバイスを行う業務を委託するものでございます。

いずれも年度当初の4月1日より事業を開始することから、契約事務等を考慮いたしまして、今定例会での債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

建築課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○今福住宅課長 住宅課でございます。

29ページをお願いいたします。

今回の補正は、事業費確定に伴う減でございます。

主なものを説明しますと、下から3段目の公営住宅ストック総合改善事業費でございますが、表左から4列目のとおり、2,300万円余の減額補正を計上しております。

これは、県営住宅の修繕や改善工事を行うものであり、今回は、国庫内示による事業費確定に伴う減でございます。

以上、住宅課の補正は、表左から4列目の最下段のとおり、3,800万円余の減となります。

この結果、住宅課の補正後の予算総額は、表左から5列目のとおり、21億9,100万円余となります。

住宅課からは以上でございます。

○森山監理課長 監理課でございます。

31ページをお願いします。

令和4年度繰越明許費です。

繰越明許費につきましては、表左から3列目、既設定金額は、最下段のとおり、12月議会までに885億2,800万円余の承認をいただいております。今回、12月議会で予算化した国土強靱化事業につきましては、国庫内示に基づく予算の減額補正をお願いしております。これに併せて、繰越設定額につきましても減額をお願いするものです。

このほか、12月議会以降に繰越明許費設定が必要となったものについて、増額をお願いしております。

表左から4列目最下段、今回設定金額として、29億3,300万円余の減額をお願いしております。減額後の設定金額は、855億9,500万円余となります。

繰越しにつきましては、事業の進捗管理と効率的な執行を図るとともに、適正工期の確保等、適切に運用してまいります。

引き続き、33ページをお願いします。

工事請負契約につきまして、1件の議案を提案しております。

提案理由は、予定価格5億円以上の工事で、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案しているものです。

工事名は、熊本工業高校実習棟(第三期)改築工事。工事内容は、(1)実習棟、木造一部鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ面積3,004平方メートル、(2)中央渡り廊下、木造、地上2階建て、延べ面積773平方メートル、(3)その他渡り廊下、鉄骨造、平屋建て、延べ面積100平方メートル。工事場所は、熊本市中央区上京塚町。工期は、契約締結の日の翌日から令和6年3月29日まで。契約金額は、13億5,465万円。契約の相手方は、建吉・新規・三ツ矢建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札です。

34ページをお願いします。

入札経緯及び結果になります。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び2の評価に関する基準について、本紙記載のとおり設定の上、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行いました。

35ページをお願いします。

3の開札及び総合評価結果です。

入札には1者が参加し、令和4年12月6日に開札を行い、建吉・新規・三ツ矢建設工事共同企業体が、技術評価点114.42、入札価格12億3,150万円、評価値9.29で落札となっております。

なお、この入札は、1回目の入札におきまして応札者がなく、入札不調となりました。再度の入札において、1者入札により落札したものです。

監理課からは以上でございます。よろしく

お願いします。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認につきましては、説明資料37ページの第28号議案から40ページの第31号議案までの4件でございます。

議案の説明につきましては、41ページの概要の一覧表にて説明いたします。

まず、議案番号28号です。

本件は、軽貨物車が信号停車中、左側の道路区域内から倒れてきた樹木に衝突し、左サイドミラー等を損傷したものであります。

本件は、直撃事案であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、損害額の全額に当たる43万4,600円を賠償しております。

次に、議案番号29号です。

本件は、普通乗用車で進行中、前方の冠水箇所に進出し、前バンパーを損傷したものであります。冠水に気づきながら進入するなど、被害者に前方不注視等の過失があったことから、判例を参考に被害者の過失割合を7割と認定し、被害額の3割に当たる2万2,440円を賠償しております。

次に、議案番号30号です。

本件は、普通乗用車で進行中、進行方向左側の道路区域に生育していた樹木から落下した枝が衝突し、フロントウインドーガラス及びブルーパネル等を損傷したものであります。

本件は、直撃事案であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、損害額の全額に当たる91万5,000円を賠償しております。

次に、議案番号31号です。

本件は、普通乗用車を運転し、敷地内から歩道を通って道路に出る際に、道路区域内のグレーチングの蓋が跳ね上がり、車底部の

マフラー等を損傷したものでございます。

本件は、被害者において事前に事故を予見することが困難と考えられることから、損害額の全額に当たる40万697円を賠償しております。

道路保全課は以上でございます。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

43ページと44ページは、第32号議案、電気料金及び施設管理費の支払い請求に係る訴えの提起を行った知事専決処分について報告し、承認をお願いするものでございます。

44ページの概要をお願いいたします。

知事の専決処分の理由について御説明いたします。

県が行った港湾施設使用に係る電気料金及び施設管理費の支払い請求の支払い督促に対し、債務者である企業から異議申立てがなされたものでございます。

内容につきましては、平成29年4月から熊本港の旅客ターミナルの使用許可を受けて入居している企業に対して、滞納している電気料金及び施設管理費を請求するものでございます。

当該企業は、平成30年から令和4年までの間、電気料金及び施設管理費について、一部期間を除き、支払いに応じておりません。これまで企業側に支払いを求める説明など協議を重ねてまいりましたが、支払いの意思が認められない状況であったため、やむを得ず、令和4年12月23日付で、熊本簡易裁判所に対し、支払い督促の申立てを行いました。

この支払い督促に対し、令和5年1月15日付で、企業側から異議申立てがあったため、民事訴訟法の規定により、訴訟に移行するものであります。

県が訴えの提起を行うには、地方自治法の規定により県議会の承認をいただく必要がございますが、民事訴訟法の規定により、本案件は、債務者からの異議申立てがあったと同

時に通常訴訟に移行するものであり、議会で御審議いただく時間が確保できない状況であったことから、知事の専決処分といたしました。

このため、これを本議会で報告し、承認をお願いするものでございます。

港湾課からは以上でございます。

○森山監理課長 監理課でございます。

45ページをお願いします。

報告第1号、専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

内容につきましては、46ページの概要で説明いたします。

令和4年12月8日に菊池市内で発生したこの事故につきましては、相手方との示談交渉により、県の過失割合100%で合意し、損害賠償額は、43万5,000円となっております。

事故の状況は、県北広域本部土木部工務課職員が菊池市内の国道325号、北宮交差点において、信号停車中の相手車両に後方から追突したものです。

職員の交通事故防止、交通違反等防止につきましては、機会あるたびに、さらに徹底を図るよう取り組んでまいります。

監理課からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○楠本千秋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

本日は、先議の委員会でありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べられてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまの説明について質疑ありませんか。

○増永慎一郎委員 土木部長の総括説明について、ちょっと質問をしたいと思います。

2ページ目の熊本地震からの創造的復興についてのところでございます。

熊本高森線の4車線化及び木山地区の土地区画整理事業については、本当に職員の方々一生懸命、それもまた丁寧にやられて、住民の人たちも喜んでおられます。

しかしながら、一部の方々が、非常に県の対応が遅い、もっと早くできるはずじゃないかという話をされて、いわゆる県の批判とか、または、私たちへの批判を非常にそういった形で繰り返されておられます。

私が感じているのは、もともと計画に乗って、今いろいろ寄り添った形でやられてまして、無理にやるのではなくて、丁寧に、そしてスケジュールをきちんとやりながらやられているというのを伺っていますし、私たちもそういうふうに感じていますけれども、実際のところ、そんなに遅れがあるのかどうなのか、ちゃんと県が予定しているとおりに終わっていくのか、その辺をちょっと説明していただけますか。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

先生の御質問で、遅れがあるのかというところでございました。

我々も地権者に対しまして丁寧にやってきたというところは、今御説明いただいたところでございます。

ただ、その中でも、やはり沿道には商業者等がございますので、そこら辺につきまして、なかなか交渉が進まなかったというところで、収用手続きも含めながらやっているところでございます。

遅れにつきましましては、今後の工程を勘案いたしまして、その工程、令和7年度の供用開始というところを見据えながら、収用手続き等も入っておりますので、そこを含めてやっていきたいと考えているところでございます。遅れはないように、手続等を適切にやっていきたいと考えております。

○増永慎一郎委員 問題なのは、遅れているのかどうか、スケジュールがあるじゃないですか、供用開始の大体の目安というのが。それに対して遅れそうなのかどうなのかというのをひとつ聞かせていただきたいんですけれども。

なかなかちゃんとやっていますけれども、どうなるか分からないという形じゃなくて、現在の状況で、それが間に合わないのか間に合うのか、それをちょっと教えてください。

○山内都市計画課長 4車線化につきましましては、令和7年度供用ということで目標立てております。それに向けて、適切に遅れないように土地の収用という形で地権者、残りの地権者、今14名ほどございますが、今後、収用申請等を行いながら、併せて任意交渉も行うことで、遅れが出ないようにしたいと思っております。

現時点では、計画的に、来年度は惣領交差点までの供用を、それ以降につきましましては、順次図りながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○増永慎一郎委員 区画整理事業は。

○山内都市計画課長 区画整理事業につきましては、令和9年度の供用という形でやっております。現在、仮換地指定というところも8割を超えました。街区単位ごとに宅地整備等もやりまして、今現在、全体の3割ほど宅地の引渡しを行っております。

部長からありましたように、宅地を引き渡したところにつきましては、家々が建ってきておりますので、これにつきましても、計画的に換地処分を行いながら、仮換地の指定を行いながら工事を進め、ライフラインも同時に合わせていく必要がございますので、そこも工程が遅れないように確認しながら、調停を確認しながら整備を進めていきたいと考えております。

○増永慎一郎委員 なら、そういった形で言われている方の話というのは、実際はそんなことはないという話だというふうに私は今受け取りましたので、そういう形で進めていこうというふうに思っております。

県当局におかれては、本当に丁寧に住民の皆さん方に寄り添ってやられているのはもう私肌で感じておりますので、そういうことに対して、いろんなくそを流したりとかいうのはもうちょっと異常だなというふうに今感じている次第でございます。

ぜひそういう部分に関しましては、私たちがからのほうもきちんと話していきたいと思っておりますけれども、県におかれましては、きちんと順調に進んでいますよみたいな形をちゃんとアピールするように、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○山内都市計画課長 ありがとうございます。

今、先ほど委員のほうから、アピールということがございますので、我々も、4車線化につきましては、部分的な供用開始も念頭に

置きながら、そういうところもPR活動をしていきたいと考えております。

以上です。

○楠本千秋委員長 ほかに質疑ありませんか。

○本田雄三委員 道路保全課さんで、41ページで、専決処分関係でお尋ねをさせていただきたいと思っております。

道路上の倒木とか枝が落ちたとかいう部分の事案が幾つかありますけれども、これは毎回出てくる事案だろうと思っております、対策を講じられているとか以前も御説明はいただいておりますけれども、結構道路に覆いかぶさっている樹木というのは散見されるわけでありまして、もう少し低木にするとか、事前のそういう部分で対策を打たないと、結構な金額が賠償として出ているようでございますので、そういうところも今後の対策とか、そういう部分はどのようにお考えなんでしょうか。

○緒方道路保全課長 この倒木、落ち枝に関しましては、街路樹と普通のり面に生えてきているのがあるんですけども、今回の概要としましては、街路樹じゃなくて、のり面のほうに生えている樹木でございます。

これにつきましては、のり面が土羽構造物になりまして、その後、自然発生的に生えてきた経緯がございます。それについても、道路改良をして30年近くたっているものについては、木もそれぞれそれなりに大きくなっておりまして、道路区域内に木が立っているという状況でございます。それが今回の被害になっておりますので、来年度に向けて、倒木関係、除草関係につきましては、予算要求をさせていただいているところでございます。それをつけていただければ、しっかりと対応できるんじゃないかと思っております。

○本田雄三委員 また、台風とかいろいろ災害等の部分で道路支障等の懸念もされますので、速やかな対処というのが必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○緒方道路保全課長 委員がおっしゃられましたように、しっかりと頑張っていきたいと思っております。それと、パトロールをしっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○楠本千秋委員長 ほかに質疑ありませんか。

○増永慎一郎委員 関連でいいですか。

私も聞こうと思っていたんですけども、いわゆる県道あたりは、業者さんに張りつきで年間幾らという形で多分契約をされているというふうに思います。そういう場合に、1路線幾らとかいう形なのか、幾つかの路線を組み合わせるとかいう形なのか、維持管理の委託はどういうふうな形でされているんですかね。

○緒方道路保全課長 事務所によっていろいろな形はあるかと思うんですけども、大体複数の路線を抱えながら対応しております。

○増永慎一郎委員 実は、やっぱり同じように均等に振り分けても、その道路が使う頻度とか、山の中の度合いというのがかなり変わってくると思うんですよ。

先日、上益城管内で、益城矢部線という道路に落ち葉がいっぱい落ちているという形でお話がありました。ちゃんと業者に委託をして、業者さんはきちんと点検をしながらやっているんですけども、どうしても山間部を通る道路なもので、その委託料だけでは、な

かなか終わらないみたいな感じなんですよ。

今回は、ちょっとまだどうなるか分からないんですけども、お願ひをして、特別に別枠で何とか早急にしてくださいという話をしたんですけども、そういった部分の見直しみたいなのをやっぱり何かされた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

例えば、ここの路線は、やっぱりほかのところに比べて予算をちょっとつけとかないかぬよねとか、この路線はそんなないからというふうな形で。そうしないと、何か道路によって非常にばらつきがあるようですし、きちんとした規定の下に委託管理されていると思うんですけども、業者さんによっては、対応の仕方がちょっと何かまちまちであったりとか、パトロールに関しましても、きちんとパトロールされている業者さんもいらっしゃるんですけども、あんまりそうではない業者さんもいらっしゃるんで。その辺が、さっき本田委員が言われたようなことに何か結びついているような感じがするんですけども、それについてはどうでしょうかね。

○緒方道路保全課長 まず、パトロール関係とか委託業者につきましては、この仕事内容に関しましては、毎年要望を各出先機関、役場から上がってきた要望に基づいてやっているところがございますので、それに応じた、どこをやるかというのを出先と話しながら、今後も予算づけやっていきたいと思っております。

ただ、年度内の突発的なところに関しましては、その都度出先のほうから要望いただいて、うちのほうで吟味しながら、予算の張りつけを行っているところでございます。

できる限り臨機応変に対応できるようにしていきたいとは思っております。

以上でございます。

○増永慎一郎委員 よろしくお願ひします。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○坂田孝志委員 補正予算全般について申し上げますが、以前からいたしますと、この減額幅が随分縮小された、小さくなってきているやに感じます。

これは、執行率がやっぱり上がっている。あるいはその財源確保、国からのこの事業内示とかありますが、これが増額と、全部確保されてきているのではないか。そこを考えた場合に、これはやっぱり、皆さん方が、事業執行に向けて、あるいは財源の確保に向けて、一生懸命国に対して、あるいは国会の先生方とか、随分努力の成果の現れじゃなからうかなと感じております。

これからも減額幅を圧縮して、さらに補正額が増額して、ますます増えていくように、大いに県内のそういう交通インフラ整備がさらに進んでいきますよう取り組んでいただきたいと、このように思いますが、土木部長の感想なり考えなり、所感を述べていただければと、こう思います。

○亀崎土木部長 今いろいろ坂田委員からいただきましたが、本当に委員の皆様方のこれまでの御支援、御協力には感謝申し上げます。

今回、補正予算につきましては、九州では2位、全国でも10位という、熊本県としても、結果としてはそういう補正予算でした。これも、皆様、あるいは県議会の皆様、国会の先生も含めてですが、チーム熊本として最大限頑張ってきた成果の一つだと思っております。

さらに、後議になりますが、当初予算についても、建設常任委員会については、今回、昨年度よりもまた増えたところで上程したいということで今お願いしているところでござ

いまして、我々としては、今いろんなところから、令和2年の災害からの復旧、復興、あるいはTSMCなり、幹線道路ネットワークの整備等々、課題がある中で、マンパワーを最大限に発揮して、県民の皆様が安全で豊かで暮らしやすい生活を送ることができるよう精いっぱい頑張っていくつもりでございます。

その上で、職員も、そういったことを励みに、先ほど増永委員からもございましたように、県民の皆様のいろんな痛みとか、そういうのも分かるような人間を育てていきたいと思っております。

そういった意味においても、我々、人材育成もしかりですが、そういう取組を進めてまいりますので、引き続き、委員各位の御指導、御鞭撻をお願いしたいと思っております。

以上です。

○坂田孝志委員 部長からありましたように、様々な課題が山積をしておりますが、課題解決のために、今後とも精いっぱい取り組んでいただきたいと思います。頑張ってください。

以上です。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○田代国広委員 専決処分の車の事故です。

大津の県道大津西合志線であっているようでございますが、倒木で事故が起きたようでございますけれども、倒木の場合は、いわゆるその県有地、路側帯と申しますか、であれば、当然県が補償しなきゃならないでしょうし、あるいはその民有地から倒木した場合等もあるかと思うんですけれども、そういった場合の対応は、基本的にはその持ち主の方が賠償しなきゃならないと私は思うんですけれども、道路管理者としては、そのときの

責任はどうなっていますか。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

ケース・バイ・ケースですけれども、基本的には、民地であろうが、倒れてくれば、道路管理者が責任の一部を問われるというふうな判例が12月の末に熊本市の件で出ております。

そういうことで、道路管理者にも一部責任があるケースもあるというようなことで認識しております。

○田代国広委員 今回の場合、この原水の場合です。あの路線は非常に倒木なんか少ない県道ですよ。どこで起きたかというのをちょっと、私自身がある程度あの道路を通りますから理解しているんですけれども、大津植木線の信号があるじゃないですか、横断するのに、あの辺りのところですかね。

○緒方道路保全課長 ずっと下り坂になっているかと思うんですけれども、TSMCに向かって。そのちょっと手前なんです。ちょっと熊本寄りなんです。合志寄りです。今は、のり面のツタとか、そういうのを取ってあるんで、どこであったか分からないような状態になっております。

ただ、当時の状況を見ると、ツタ等がやっぱり木に巻きついている関係で、しっかりパトロールするようにしなきゃいけないなというのを出先のほうと話したところでございます。

○田代国広委員 今のお話では、民有地でも道路管理者に責任がある場合があるという判例が出たということは。

○緒方道路保全課長 熊本市の場合はそうですね。

○田代国広委員 出たとなれば、極めてこれはもう県としては重要な気づきをして管理していかなきゃならないという状況になったわけですよ。

そうなりますと、広範囲にわたってそういった危険度の高い県道を、いわゆる道路管理者として持っていると思いますので、そういった事故が起きないように、今後は十分道路管理者としての責任と申しますか、役割と申しましょうか、そういったものをしっかり果たしていただき、そういった努力されていると思いますけれども、いま一度、しっかりとお願いしておきたいと思います。

以上です。

○緒方道路保全課長 田代委員がおっしゃられましたように、非常に民地から道路敷内への倒木関係が出ているのは事実でございます。そういう関係で、我々としては、出先機関と毎回この管理瑕疵の報告をいたす前にお話をして、問題点、課題を見いだしているところでございます。

その中で、建築限界の内部に入ったら切るようにしていたんですけれども、できる限り建築限界の中に入るおそれがあるものについても積極的に切っていこうじゃないかというふうなことを出先のほうと話しまして、そういった方向で取り組んでいきたいというふうに出先のほうとも話しているところでございます。

以上でございます。

○田代国広委員 大津町では、そういった町道にまだ倒木と申しますか、被害に及ぶようなケースの場合は、地主さん、持ち主さんに伐採を要望しておるようなんです。ですから、県としても、その地主さんのほうにも、危険性があるならば、そういった作業を求めるといえるか、指摘するといえますか、そうい

ったことをしていいんじゃないかと思うので、そういったのどう考えておられますか。

○緒方道路保全課長 今田代委員の天津町の例をおっしゃられましたけれども、既に県のほうも、地主さんのほうにお願いということで、チラシを配ったり、市町村の広報紙のほうに載せていただいております。もう既に36市町村だったかと思えます。ちょっとはつきりは申し上げられない—30数市町村は、広報紙に載せていただいております。

そういった中で、こういったケースは、民地は切っていただくようになりますよというふうなことをしっかり周知できるように、今後続けてまいりたいと思っております。

○田代国広委員 車の事故、故障くらいの事故ではいいんですが、もしかして、例えば、国道とか県の路側帯に大きい大木が植わっていますよね、樹木が。ああいうのがもしも強風で倒れて事故でも起こして人の命を奪うようなことがあったら大変ですから、しっかりとこの倒木等については、なお一層の警戒と申しますか、お願いしておきたいと思いません。

以上です。

○楠本千秋委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第13号、第26号及び第28号から32号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり

可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は、急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に配付しております。

それでは、これをもちまして第6回建設常任委員会を閉会します。

午前11時4分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長